

第32号議案

幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和7年3月26日

提 出 者 文京区教育委員会

教 育 長 丹羽 恵玲奈

文京区教育委員会規則第 号

幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則（平成十二年三月文京区教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号中「百分の百二十二・五」を「百分の百十七・五」に、「百分の百四十」を「百分の百三十五」に改め、同項第二号中「百分の六十」を「百分の五十七・五」に、「百分の六十八・七五」を「百分の六十六・二五」に改める。

第五条第一項第十号中「法第二十六条の二第一項の規定により」を「法第二十六条の二第一項に規定する」に改め、「修学部分休業」の下に「（以下「修学部分休業」という。）」を加え、同項第十一号中「高齢者部分休業」の下に「（以下「高齢者部分休業」という。）」を加え、同条第五項中「法第二十六条の二第一項に規定する」及び「法第二十六条の三第一項に規定する」を削り、「若しくは勤務時間条例」を「勤務時間条例」に改め、「（以下「介護時間」という。）」の下に「若しくは勤務時間条例第十八条の三に規定する子育て部分休暇（以下「子育て部分休暇」という。）」を加え、同条第七項中「介護時間又は部分休業」を「介護時間、子育て部分休暇又は部分休業」に改める。

付 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則（平成十二年教育委員会規則第九号）新旧対照表

改正後（案）	現行
第一条～第三条（略） （支給割合） 第四条 条例第三十条第二項の教育委員会規則で定める支給割合は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合に、勤務期間におけるその者の別表第一上欄に掲げる欠勤等日数の区分に応じ、同表下欄に定める割合を乗じて得た割合に、次項に規定する成績率を乗じて得た割合とする。 一 法第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項の規定により採用された職員（以下「定年前提任用短時間勤務職員」という。）以外の職員 <u>百分の百十七・五</u>（条例第十条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては<u>百分の百三十五</u>） 二 定年前提任用短時間勤務職員 <u>百分の五十七・五</u>（条例第十条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては<u>百分の六十六・二五</u>） 2・3 （略） （欠勤等日数） 第五条 前条第一項及び第三項の欠勤等日数は、勤務期間中の次に掲げる期間（第五項の規定の適用を受けるものを除く。以下「欠勤等の期間」という。）ごとに、当該欠勤等の期間から週休日等を除いた日における勤務時間条例の規定による一日の正規の勤務時間（以下「一日	第一条～第三条（略） （支給割合） 第四条 条例第三十条第二項の教育委員会規則で定める支給割合は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合に、勤務期間におけるその者の別表第一上欄に掲げる欠勤等日数の区分に応じ、同表下欄に定める割合を乗じて得た割合に、次項に規定する成績率を乗じて得た割合とする。 一 法第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項の規定により採用された職員（以下「定年前提任用短時間勤務職員」という。）以外の職員 <u>百分の百二十二・五</u>（条例第十条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては<u>百分の百四十</u>） 二 定年前提任用短時間勤務職員 <u>百分の六十</u>（条例第十条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては<u>百分の六十八・七五</u>） 2・3 （略） （欠勤等日数） 第五条 前条第一項及び第三項の欠勤等日数は、勤務期間中の次に掲げる期間（第五項の規定の適用を受けるものを除く。以下「欠勤等の期間」という。）ごとに、当該欠勤等の期間から週休日等を除いた日における勤務時間条例の規定による一日の正規の勤務時間（以下「一日

の正規の勤務時間」という。)について勤務しない時間を合計した時間を七時間四十五分をもって一日(第十号及び第十一号に掲げる期間にあつては三分の二日とし、第十五号に掲げる期間にあつては二日とする。)として換算した日数(一日(第十号及び第十一号に掲げる期間にあつては三分の二日)未満の端数の時間があるときはこれを切り捨てた日数)を合計した日数とする。

一～九(略)

十 法第二十六条の二第一項に規定する修学部分休業(以下「修学部分休業」という。)をしている職員として在職した期間

十一 法第二十六条の三第一項に規定する高齢者部分休業(以下「高齢者部分休業」という。)をしている職員として在職した期間

十二～十八(略)

2～4(略)

5 前三項に定めるもののほか、第一項の欠勤等日数の算定に当たっては、一日の正規の勤務時間の一部について、修学部分休業により勤務しない時間、高齢者部分休業により勤務しない時間、職免条例第二条の規定により職務に専念する義務を免除されたことにより勤務しない時間(減免基準第二条に規定する承認を受けていない期間(団体派遣期間又は講演等を行った期間を除く。))に係るものに限る。)、病気休暇、介護休暇、勤務時間条例第十八条の二に規定する介護時間(以下「介護時間」という。)若しくは勤務時間条例第十八条の三に規定する子育て部分休暇(以下「子育て部分休暇」という。)に

の正規の勤務時間」という。)について勤務しない時間を合計した時間を七時間四十五分をもって一日(第十号及び第十一号に掲げる期間にあつては三分の二日とし、第十五号に掲げる期間にあつては二日とする。)として換算した日数(一日(第十号及び第十一号に掲げる期間にあつては三分の二日)未満の端数の時間があるときはこれを切り捨てた日数)を合計した日数とする。

一～九(略)

十 法第二十六条の二第一項の規定により修学部分休業をしている職員として在職した期間

十一 法第二十六条の三第一項に規定する高齢者部分休業をしている職員として在職した期間

十二～十八(略)

2～4(略)

5 前三項に定めるもののほか、第一項の欠勤等日数の算定に当たっては、一日の正規の勤務時間の一部について、法第二十六条の二第一項に規定する修学部分休業により勤務しない時間、法第二十六条の三第一項に規定する高齢者部分休業により勤務しない時間、職免条例第二条の規定により職務に専念する義務を免除されたことにより勤務しない時間(減免基準第二条に規定する承認を受けていない期間(団体派遣期間又は講演等を行った期間を除く。))に係るものに限る。)、病気休暇、介護休暇若しくは勤務時間条例第十八条の二に規定する介護時間(以下「介護時間」という。))

より勤務しない時間、私事欠勤等の取扱いを受けた時間又は育児休業法第十九条第一項に規定する部分休業（以下「部分休業」という。）により勤務しない時間（以下「部分休業等により勤務しない時間」という。）があるときは、教育委員会が別に定めるところにより、日又は時間に換算し、第一項の換算した日数、合計した日数又は勤務しない時間に加算する。

6（略）

7 第五項の規定は、介護時間、子育て部分休暇又は部分休業により勤務しない時間については、それぞれ七時間四十五分をもって一日として換算した日及び一日未満の端数の時間（育児短時間勤務職員等として在職した期間において介護時間により勤務しない時間にあつては当該勤務しない時間を合計した時間を育児短時間勤務職員等に係る算出率で除して得た時間を七時間四十五分をもって一日として換算した日及び一日未満の端数の時間とし、定年前再任用短時間勤務職員として在職した期間において介護時間、子育て部分休暇又は部分休業により勤務しない時間にあつては当該勤務しない時間をそれぞれ合計した時間を定年前再任用短時間勤務職員に係る算出率で除して得た時間を七時間四十五分をもって一日として換算した日及び一日未満の端数の時間とする。）を合計した日及び時間が三十日を超えない場合は、適用しない。

第六条～第十五条（略）

付 則

により勤務しない時間、私事欠勤等の取扱いを受けた時間又は育児休業法第十九条第一項に規定する部分休業（以下「部分休業」という。）により勤務しない時間（以下「部分休業等により勤務しない時間」という。）があるときは、教育委員会が別に定めるところにより、日又は時間に換算し、第一項の換算した日数、合計した日数又は勤務しない時間に加算する。

6（略）

7 第五項の規定は、介護時間_____又は部分休業により勤務しない時間については、それぞれ七時間四十五分をもって一日として換算した日及び一日未満の端数の時間（育児短時間勤務職員等として在職した期間において介護時間により勤務しない時間にあつては当該勤務しない時間を合計した時間を育児短時間勤務職員等に係る算出率で除して得た時間を七時間四十五分をもって一日として換算した日及び一日未満の端数の時間とし、定年前再任用短時間勤務職員として在職した期間において介護時間_____又は部分休業により勤務しない時間にあつては当該勤務しない時間をそれぞれ合計した時間を定年前再任用短時間勤務職員に係る算出率で除して得た時間を七時間四十五分をもって一日として換算した日及び一日未満の端数の時間とする。）を合計した日及び時間が三十日を超えない場合は、適用しない。

第六条～第十五条（略）

この規則は、令和七年四月一日から施行する。